

# ネーミングライツの提案をお待ちしています！

～地域活性化につながる提案募集型ネーミングライツを受付けます！～

横浜市では、持続的な施設運営・施設の魅力向上および地域活性化のため、ネーミングライツ導入を進めていますが、**12月7日(水)～1月13日(金)**まで、ネーミングライツのスポンサーになることを希望する団体等から提案を募集します。【提案募集型ネーミングライツ】

**提案は、導入したい施設、名称、金額などを内容としますが、ぜひ民間ならではのアイデアで、積極的なご提案をお待ちしています。**

## 1. 提案の受付期間

平成23年12月7日(水)～平成24年1月13日(金)

(必着：持参のみ：12月29日～1月3日及び祝日を除く月曜日から金曜日 8:45～17:15)

## 2. 提案者の資格

スポンサーになることを希望する団体等(ただし、政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体、横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種又は事業者を除く)

## 3. 対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設として、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園など、市の公共的な施設(及びそれらの一部)を想定しています。(一部例外あり)

## 4. 提案内容

- ①応募する団体等の名称、代表者名、所在地
- ②応募の趣旨
- ③命名しようとする施設等の名称
- ④愛称案(英文表記含む)
- ⑤ネーミングライツの対価としての年額
- ⑥ネーミングライツの期間
- ⑦その他、施設の魅力向上等につながる提案
- ⑧希望するスポンサーメリット ほか

## 5. 提案受付・問合せ先

政策局 共創推進室 共創推進課  
横浜市中区港町 1-1 市庁舎 7階  
【問合せ】

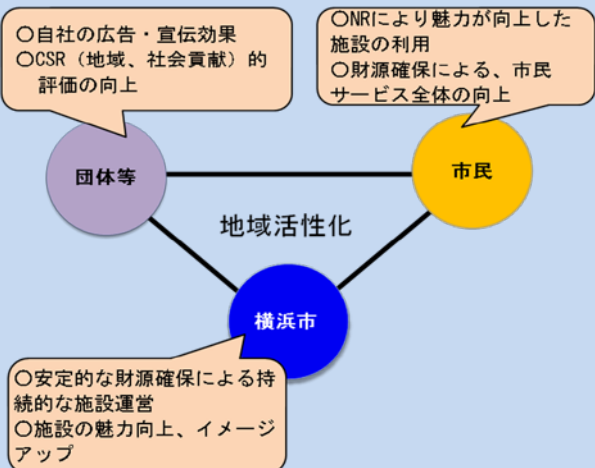
TEL：045-671-3959

e-mail：ss-koukoku@city.yokohama.jp

## 6. その他

別添の募集要項をご覧ください。

### ◎横浜市が進めるネーミングライツ



ネーミングライツを導入することにより、スポンサーになる団体等と、市民、横浜市にとって、それぞれメリットになり、地域活性化につながるような取組みとして進めています。

## 横浜市におけるネーミングライツ導入施設

施設名	概要
<b>日産スタジアム</b> 【施設特定募集型】 ※横浜市初のネーミングライツ導入事例です。	・契約の相手方 日産自動車株式会社 ・契約期間 3年間：平成22年3月1日～平成25年2月28日 ・契約金額(年額)：1億5,000万円
<b>ニッパツ三ツ沢球技場</b> 【施設特定募集型】	・契約の相手方 日本発条株式会社 ・契約期間 5年間：平成20年3月1日～平成25年2月28日 ・契約金額(年額)：基本金額：8,000万円 (各年度毎の「年度別契約」により年額を確定)
<b>はまぎんこども宇宙科学館</b> 【施設特定募集型】	・契約の相手方 株式会社横浜銀行 ・契約期間 5年間：平成20年4月1日～平成25年3月31日 ・契約金額(年額)：3,000万円
<b>俣野公園・横浜薬大スタジアム</b> 【提案募集型】 ※提案募集型ネーミングライツの第1号事例です。	・契約の相手方 学校法人都築第一学園 横浜薬科大学 ・契約期間 10年間：平成21年8月1日～平成31年7月31日 ・契約金額(年額)：1,000万円
<b>バイクォーターウォーク</b> 【提案募集型】	・契約の相手方 三菱倉庫株式会社 ・契約期間 5年間：平成21年12月1日～平成26年11月30日 ・契約金額(年額)：800万円
<b>ドウ アメニティ 新横浜駅前            トイレ診断士の restroom</b> 【提案募集型】	・契約の相手方 株式会社アメニティ ・契約期間 3年間：平成23年10月20日～平成26年10月19日 ・対価： トイレの快適性向上と適切な維持管理のための役務提供 (3年間で510万円相当)

○横浜市のネーミングライツにかかる取組み(およびスポンサーが行う地域貢献事例等)については、以下のURLでご覧いただけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/naming-rights/> (web ページ)

お問い合わせ先
政策局 共創推進室 共創推進課長 福島 雅樹 Tel 045 - 671 - 4391

別添(募集要項)あり

# ネーミングライツに関する提案募集要項

平成23年12月7日 横浜市

## 1 目的

横浜市では、ネーミングライツを、横浜市、スポンサー、市民それぞれにとってメリットになり、地域活性化につながるような取組みとして進めます。

具体的には、以下の目的により導入します。

- (1) 厳しい財政状況の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行います。
- (2) 民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高めることや、地域の活性化を図ります。

## 2 ネーミングライツの内容

ネーミングライツは、市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法です。

ネーミングライツにより市が得た対価等については、基本的に施設の運営・管理に役立てることにします。

なお、ネーミングライツ導入後は、市は愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称については変更をせず、市会議案などにおいて必要な場合は、愛称ではなく条例上の施設名称を使用するものとします。

## 3 導入の手続き

別紙1における「提案募集型」のとおりとします。



※ 提案募集型の場合で、市が施設を選定し、あらかじめスポンサー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合（例：大規模で知名度の高い施設など）は、審査の結果、手続きの途中で施設特定募集型の手続きに転換することもあります。

※ 応募者・提案者との協議は、手続きの必要に応じ適切に行います。

## 4 対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設として、スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園など、市の公共的な施設（及びそれらの一部）を想定しています。

なお、市役所・区役所などの庁舎、学校、寄贈品の多い資料館等はネーミングライツの対象施設にふさわしくないものと考えています。

## 5 応募できる者

政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体ならび横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種・事業者を除き、スポンサーになることを希望するものなら誰でも応募できます。

## 6 応募について

### (1)募集期間

平成 23 年 12 月 7 日（水）10:00～平成 24 年 1 月 13 日（金）17:15

※月曜日から金曜日（祝日、12/29-1/3 を除く）の 8:45～17:15 の間、受付けます。

### (2)応募先

横浜市 政策局 共創推進室 共創推進課

231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市庁舎 7F（714）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/>

### (3)応募方法

直接、上記応募先まで提案書をご持参ください。（データ送付および郵送不可）

### (4)提案書の内容

応募に際しては、原則「別紙 2-1、2-2」を用いるものとし、内容として次の事項が含まれているものとします。

なお、応募内容は横浜市広告掲載要綱及び広告掲載基準を遵守するものとします。

① 応募する団体の名称、代表者名、所在地、又は個人の氏名、住所

② 応募の趣旨

③ 命名しようとする施設等の名称

④ 愛称案（英文表記含む）

⑤ ネーミングライツの対価としての金額（年額）

⑥ ネーミングライツの期間

⑦ 施設の魅力向上、地域活性化につながる提案

⑧ 希望するスポンサーメリット

⑨ その他

(5)市は審査等の必要に応じ、応募者に登記事項証明書や決算書類等の提出を求めることができるものとします。

## 7 審査

市は、関係職員からなる審査委員会を施設ごとに設置し、必要に応じて外部アドバイザーの助言を受け、ネーミングライツ導入等について審査します。

審査項目および審査のポイントについては「別紙 3」のとおりとし、審査委員会はこれらを総合的に評価します。

## 8 関係者及び市民の意見聴取

ネーミングライツの導入に当たっては、市は関係者及び市民の意見を伺います。

その方法は、施設の性質や利用者の範囲などに合わせ、様々に工夫して行います。例えば、関係者ヒアリング、ホームページを用いた意見募集、地元説明会、利用者アンケート、有識者委員会などを組み合わせて実施します。

## 9 団体等の提案に対する回答

団体等の提案に対し、不採用・施設特定募集型への転換という取り扱いをする場合、原則 4 か月以内に理由を付して、文書で回答します。

## 10 契約

協議が整った場合には、契約を締結します。

なお、契約したスポンサーは次回契約期間に関して優先的に交渉することができます。

## 11 スポンサーメリット

スポンサーにスポンサーメリットを付与する場合は、ネーミングライツを導入する施設ごとに、施設の設置目的や施設の関連法令等の規定等を踏まえ、スポンサーとの協議のうえ、適切に選定・運用します。

## 12 契約の解除

契約当事者の事情・瑕疵により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。スポンサーの事情・瑕疵による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサー負担とします。

## 13 秘密の保持

契約に至らなかった応募・提案については、関係者及び市民の意見を聞く目的以外に公表することはありません。

## 14 関連規定

横浜市広告掲載要綱

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/ad/youkou.html>

横浜市広告掲載基準

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/ad/kijun.html>

横浜市ネーミングライツ導入に係るガイドライン

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/naming-rights/pdf/nr-guideline.pdf>

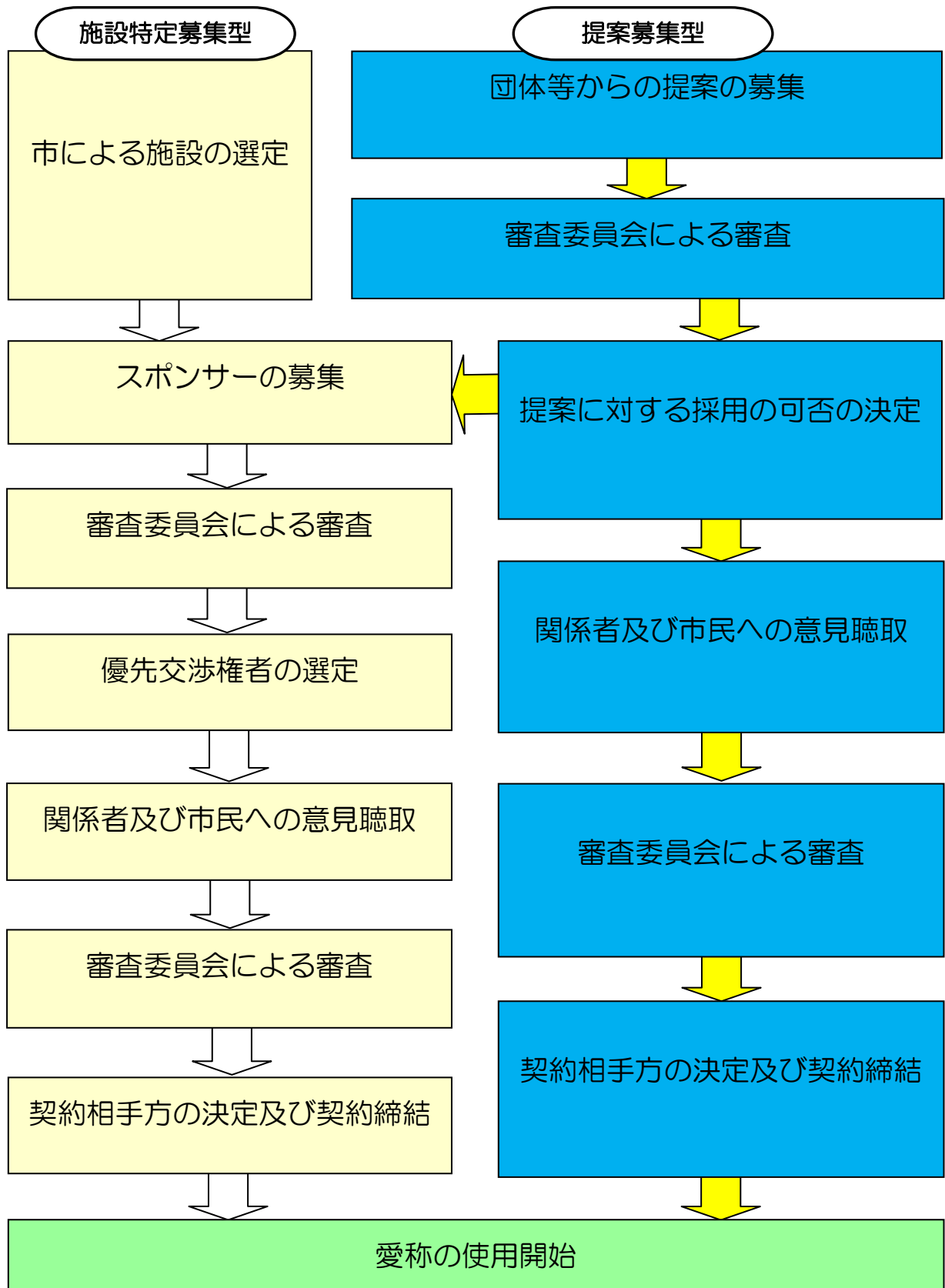
## 15 連絡・問合せ先

横浜市 政策局 共創推進室 共創推進課

TEL：045-671-3959

e-mail：ss-koukoku@city.yokohama.jp

### ネーミングライツ導入手続きフロー図



別紙2-1

平成 年 月 日

横浜市長

団 体 名 :

所 在 地 :

代表者職氏名 :

印

別紙のとおり、【 施 設 名 】へのネーミングライツについて応募します。

(連絡先)

団体名 :

所在地 :

担当者氏名 :

電話番号 :

e-mail :

別紙2-2

1 応募する団体等	名称： 代表者名： 所在地： (登記簿上の本店所在地)
2 応募趣旨	
3 ネーミングライツを導入する施設等の名称	
4 愛称案  (英文名)	
5 応募の対価(年額)	
6 応募の契約期間	
7 施設の魅力向上や、地域貢献・地域活性化につながる提案	
8 希望するスポンサーメリット (7の実施に必要なものも含む)	
9 その他	

横浜市が市税納付状況調査等必要な調査を行うことに同意します。

審査項目及び審査のポイント

- ① 応募団体  
【ポイント】
  - ・応募資格にあてはまるか
  - ・経営は健全か など
- ② 応募の趣旨  
【ポイント】
  - ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか など
- ③ ネーミングライツを導入する施設等  
【ポイント】
  - ・施設等の設置目的や経緯からみて、導入が妥当な施設かどうか など
- ④ 愛称案（英文表記含む）  
【ポイント】
  - ・市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか
  - ・施設等の管理運営に支障が生じないか など
- ⑤ ネーミングライツの対価  
【ポイント】
  - ・応募金額は妥当か
  - ・市の負担経費（標識架け替え費用等）と比較して妥当か など
- ⑥ 導入の期間  
【ポイント】
  - ・安定したネーミングライツ運用が図られる期間か（原則5年以上が望ましい） など
- ⑦ 施設の魅力向上、地域活性化につながる提案  
【ポイント】
  - ・導入施設等にふさわしい内容か
  - ・実現可能な内容か
  - ・市等の関係機関が対応可能な内容か など
- ⑧ スポンサーメリットに関すること  
【ポイント】
  - ・施設の設置目的や関連法令等に適合する内容か など
- ⑨ 市民および関係者からの意見聴取の結果
- ⑩ その他、審査において必要な事項